

精神・知的障がいに係る障害年金の認定を格差解消に名を借りた過度な支給抑制をしないことを求める声明

精神・知的障がいに係る障害年金の認定に関しては、かねてから、障害認定を受けやすい地域と、認定が厳しい地域との格差が生じているとの指摘があった。日本年金機構が昨年公表したデータによれば、障害基礎年金を申請したにもかかわらず不支給の裁定を受けた割合は、もっとも低い栃木県で4.0%であったのに対し、もっとも高い大分県では24.4%であった（2012年度から2014年度までの3年間の平均値）。

厚生労働省は、この問題に対処するため、本年2月から専門家検討会を開催している。専門家検討会では、障がい認定の地域間格差を是正するため、全国統一の等級判定のガイドラインを、夏までに作成するとしている。

障害年金を受給しやすい地域と受給しにくい地域があるという現状は、年金制度の公平の観点からは是正されるべきではあるが、格差解消に名を借りて、認定が緩やかな地域をより厳しくするという形で地域間格差を解消するのは適切ではない。

障害年金は、障がいによって経済的に不利な立場に立たされる人に対して、年金支給を通じてその不利益を多少なりとも緩和しようという制度である。その法的な根拠は、憲法25条、14条、障害者権利条約に求められる。

国際的にみても、日本の障害年金は、財政規模が小さく、受給者数が少なく、給付水準が低いと指摘されている。国は、障がいのある人がより手厚い給付を受けられるよう、日々改善の努力をすべきであって、地域間格差の解消を口実に、障害年金の支給水準やその対象の範囲を後退させるようなことがあってはならない。

関係当事者団体が指摘するところによれば、申請しても認定される見込みがないなどと称して、申請書の用紙を交付することさえ拒否する窓口対応すらあ

るという。これは、生活保護における水際作戦と同じものであり、直ちに是正されなければならない。

私たちは、社会保障制度の充実を求める立場から、今般の地域間格差の解消のための取り組みが、実質的な年金支給抑制につながることはないよう求めるものである。

2015年5月22日

全国クレジットサラ金生活再建問題対策協議会

代表幹事 弁護士 木村達也